

「春日市こども計画」を策定しました

市は、こども施策を総合的・計画的に推進していくため、当事者であるこどもや若者の意見なども踏まえ、「春日市こども計画」を策定しました。

こども計画とは

こどもや若者の健やかな成長への支援、子育て中の家庭に対する支援、少子化対策、貧困対策など、幅広いこどもに関する施策・事業を取りまとめた計画です。

令和5年4月に施行された「こども基本法」により、国のこども大綱と都道府県のこども計画を踏まえ、市町村においても、こども計画を定めるよう努めることとされています。

春日市こども計画

市は、令和7年3月の福岡県こども計画の策定を受け、令和8年3月に春日市こども計画を策定しました。

対象年齢 計画における「こども」とは、同法の定義に合わせ「心身の発達過程にある者」(おおむね

30歳までを想定)とします。
計画期間 令和8年4月～同12年3月(4年間)

こども・若者の意見反映

同法では、計画策定に当たり、対象となるこども・若者の意見を反映していく必要性が示されています。そこで、さまざまなかたちで意見を集めました。

令和7年6月

小学4年生から30代までを対象に、アンケート調査を実施

令和7年9～10月

小学生から20代までを対象に、市ウェブサイトで意見を聴取

▽児童センター、小・中学校、春日高等学校、福岡女学院大学でワークショップを開催

寄せられた意見と市の対応の例

意見 こどもにどんな権利があるのか分からない。
対応 こどもたちを対象とした、こどもの権利に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

意見 身近なところで子育ての楽しさを伝える場を作ると良いと思う。
対応 こどもたちに乳幼児などとの交流の場を提供し、命の大切さや子育てについての学びを支援します。

意見 気軽に相談ができる環境を整えてほしい。
対応 こどもや若者が困り事や悩み事を相談しやすい環境を整えます。本人の主体性を尊重しながら、必要な助言や支援を行います。

意見 事件に巻き込まれないよう、安全な暮らしができるといい。
対応 学校や自治会などと連携し、地域ぐるみでこどもの安全を守るための活動を促進します。こどもの安全が脅かされる情報(不審者情報など)は、速やかに情報提供するよう努めます。

基本理念

寄り添い 分かち合い こどもすくすく みんなにここに
～ こどもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かがすか ～

市ウェブサイト



こども計画の内容や、こども・若者の意見に対するフィードバックなど、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

基本目標

- こどもの権利を保障する**
こどものことを、権利を持つ一人の人間として社会全体で受け止めます。こどもの意見や社会への参加を大切に、不当な扱いから守ることで、こどもの権利を保障します。
- こどもと親が共に成長し、自立する**
親が子育てと向き合えるよう支えながら、親子の心と体の健康を守ります。また、こどもの育ちや学びを支え、その健やかな成長と将来への希望を育む社会をつくりまします。
- 支援を要するこどもや家庭をみんなで支える**
困り事を抱えるこどもやその家庭が孤立しないよう見守りながら、きめ細かく支援することで、こどもたちが安心して学び、毎日を過ごせる環境を整えます。
- 地域の人々と家庭が共に寄り添う**
地域全体でこどもの事件や事故を防ぎ、子育て家庭が孤立しないように支えることで、安心して子育てできるまちづくりを進めます。
- 多様な暮らし方に合わせた環境をつくる**
家庭のさまざまな事情や考え方に対応するため、社会全体が協力して、安心して子育てできる環境をつくりまします。

こどもの権利を知っていますか

全てのこどもが幸せに健やかに成長していくために、生まれながらに持っている権利であり、次の「4つの柱」で表されます。

生きる権利 衣食住が保障され、病気などから命が守られる権利	育つ権利 勉強や遊びを通し、それぞれ能力を伸ばして成長する権利
守られる権利 心や身体を傷つける暴力から守られる権利	参加する権利 自分の意見を自由に言う、話を聞いてもらえる権利